

別表 1

＜年の中途において新規に採用された職員のその年の年次休暇の日数＞

在職期間	1月 まで	2月 まで	3月 まで	4月 まで	5月 まで	6月 まで	7月 まで	8月 まで	9月 まで	10月 まで	11月 まで	1年 まで
年次休暇日数	2	3	5	7	8	10	12	13	15	17	18	20

別表 2

＜特別休暇の種類と期間＞

号	特別休暇を受ける特別の事情	特別休暇を受ける事ができる期間
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
2	風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
3	風、水、震、火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失又は破壊の場合	連続する7日を超えない範囲内でその都度必要と認める時間
4	交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	その都度必要と認める時間
5	証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭の場合	その都度必要と認める時間
6	選挙権その他の公民としての権利の行使の場合	その都度必要と認める時間
7	骨髄移植のため骨髄液を提供する等の場合	その都度必要と認める日又は時間
8	75条8号に定めるボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間
9	在勤庁の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む）の場合	その都度必要と認める時間
10	地公法第39条の規定によりあらかじめ計画された研修の場合又は職務上の教養に資する講演会、講習会等に参加する場合（免許付与事業で免許を取得する場合等）	計画の実施に伴い必要と認める時間
11	厚生に関する計画の実施に参加する場合（教職員の定期健康診断、人間ドック等） 30年勤続表彰受賞者（3日間、翌年8月末まで）	その都度必要と認める時間
12	職務と関連のある公益に関する他の事務に従事する場合（内容については別個に審査）	その都度必要と認める時間
13	職務と関連のある試験等を受ける場合（教員で小中免許取得のための試験、実習等）	その都度必要と認める時間
14	大学の通信教育の面接授業に参加する場合	その都度必要と認める時間
15	産前、産後の休暇	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）及び出産後8週間以内の期間